さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款及びさいたま市水道局設計業務等委託契約基準約款の一部改正等について

公共工事標準請負契約約款の改正を受け、建設工事及び設計業務等の各 契約基準約款等の改正を行います。

1 改正約款

- (1) さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款
- (2) さいたま市水道局設計業務等委託契約基準約款

2 改正概要

(1) 電子保証への対応 (建設工事)第4条、第35条、第36条(設計業務等)第34条、第35条

<u>前払金保証及び契約保証</u>の電子化(電子保証)への対応を開始します。 詳細は、別途通知文「建設工事等の前払金保証及び契約保証の電子化につい て」をご参照ください。

https://www.city.saitama.jp/001/006/002/050/001/p007824_d/fil/20230401.pdf

- (2) 不可抗力による損害 (建設工事)第30条 近年の災害の激甚化・頻発化や不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加 を踏まえ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事中の2次災害(不可抗力) による損害については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、 1/100の受注者負担を求めないこととするものです。
- (3) 発注者の催告によらない解除権 (建設工事)第48条第11号 (設計業務等)第43条第10号

公共工事における更なる暴力団排除の徹底の観点から、受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって<u>暴力団又は暴力団員</u>を利用するなどしていると認められるときに発注者が直ちにその契約を解除できることする等、解除権の要件を拡大するものです。

3 適用日

令和5年4月1日以降に契約を締結する案件から適用します。

4 その他

電子保証への対応のため、以下の契約基準約款運用指針及び各要綱を改正します。(令和5年4月1日以降に契約を締結する案件から適用)

- ・さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款運用指針
- さいたま市水道局建設工事等契約事務取扱要綱
- さいたま市水道局公共工事等前金払取扱要綱
- さいたま市水道局公共工事中間前金払取扱要綱